

大湊造船徒弟学校における修業制度の創設 — 地元造船業との日本的デュアルシステムの意義 —

田中 萬年

課題と目的

わが国の徒弟学校は周知のように、1921（大正 10）年の「工業学校規程」改正により廃止することとなった。その廃止は一般には工業学校の設立により移行したと言われているが、「工業学校規程」の制定以降にも徒弟学校は増設されており、女子校が多数であり、臨時教育会議が実業教育の改革は不要とし徒弟学校については一言も論じていなかったにもかかわらず、文部省は「工業学校規程」改正により徒弟学校の廃止を決定した。実態的には 1916（大正 5）年の「工場法施行令」による徒弟制度の法令化以降に急激に廃止された。

ところで、上の変化の例外校として大湊造船徒弟学校（現三重県立伊勢工業高等学校）があった。大湊造船徒弟学校は 1922（大正 11）年以降も同名を使用し、大湊町立工業学校（乙種）となったのは 1928（昭和 3）年である。

法令でも廃止が決定され、学校関係者からは忌避された「徒弟」の名を大湊造船徒弟学校は何故に固守したのであろうか。その理由を推測すれば、名称を改編する必要性が無かった、というよりも変えるべきではないと関係者に合意されたからであろう。それは、地場産業から、地域からの支持があり、「徒弟学校」の実態を守って欲しいとの期待があったと考えられる。また、入学希望者が継続して存在しており、受講生の人気があった故と考えられる。つまり、大湊造船徒弟学校の運営方式は、地域、業界、受講生からも支持されていたのであり、それは極めて妥当な方法だったとの証しであった。その運営方式とは如何になされていたのだろうか。

しかし、高田由夫は大湊造船徒弟学校を「特異な徒弟学校」であった、としている。また、内田純一は「地場産業と学校との間に強い結びつきをみることができる。」として、その意義を近代化と捉えている。

本研究では、大湊造船徒弟学校の「地場産業と学校との間に強い結びつき」による「特異」性の意味と廃止された理由を解明し、今日求められている学校教育の職業化の根本的な課題を明らかにすることを目的としたい。

さて、「修業」とは、業務を担当者本人が主体的に修得するという意味で有り、「修業制度」とは職業能力をその本人が修得することを目的としている制度を意味する。それがドイツ等のデュアルシステムと異なるのは、就業が修業した企業に拘束されているという点にあり、これは「日本的デュアルシステム」とも言える制度である。

大湊造船徒弟学校の諸規程

まず、入学希望者に、造船徒弟学校の意味を理解して貰う為の「入学志願者心得」を決定し、補習学校ではないこと、高等実業学校へ入学する予備学校でもないこと、造船に関する学科と実地を修業する学校であることを強調している。

そして、修業の方法として、年季徒弟法を改良して職業に

必要なる学芸を享受することを強調している。その企業の負担を還元して貰う「年季ハ凡六ケ年」として明記している。

「生徒心得」の後半は、「職工長ノ指揮ニ従フヘシ」としているように、工場における「年季徒弟」の心得のような内容になっていることが特徴である。

「徒弟学校規程」と「大湊造船徒弟学校学則」を対比してみると、まず、大湊造船徒弟学校の諸規程には「教育」は使われていず、特に「修学」、「学習」が頻繁に使われている。

特に極めて厳しく試験について 1 章を設けて評点の方法、評価の方法を明記している。これは、海軍工科大学の規程を参考にしたと推測され、企業の労働が実習であるという「修業制度」の故に必要な制度であろう。そして、第 1、第 2 学年の修了時に「修業証書」を授与するとしており、本稿にて「修業制度」を用いているゆえんである。

大湊造船徒弟学校の実情

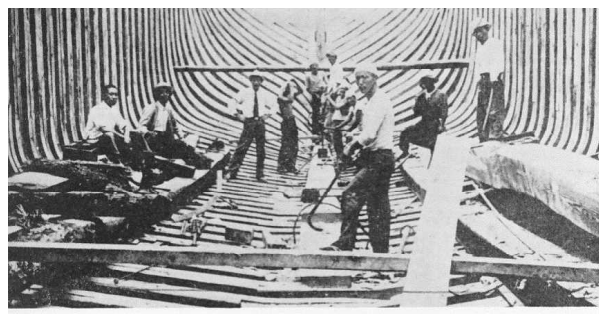
校長には市川造船所の社長であり大湊工業補習学校の校長であった市川竹次郎が引き続き就いている。市川は、1896（明治 29）年に工業補習学校が設立され、開校式を行う直前に校長に教諭兼務で任命されている。

手島精一は「徒弟教育施設に関する意見書」で徒弟学校の実習と経費について、総計四千五百圓と記しているが、大湊造船徒弟学校は教職員の給与を除き最初の経費は 667 円であり、手島の提言の 1/6 弱で開講していることが分かる。経費の大半は実習にかかるが、これは企業が負担していると考えられる。このように、大湊造船徒弟学校の方式に未だ改善すべき要点はあるとはしても、企業での実習は経費の面でも有効な方法だと言えよう。

講義に用いる教科書として明治 35 年に文部省より工業学校機械製図教授要目を下付されており、大湊造船徒弟学校の教育訓練内容が工業学校と遜色なかったことが窺われる。

地元造船所との修業制度（日本的デュアルシステム）

造船所等での実習は実習工場とその実習作業情景から OJT 方式であることが推測される。実習作業の指導者は「造船



造船科実習作業（市川造船所）

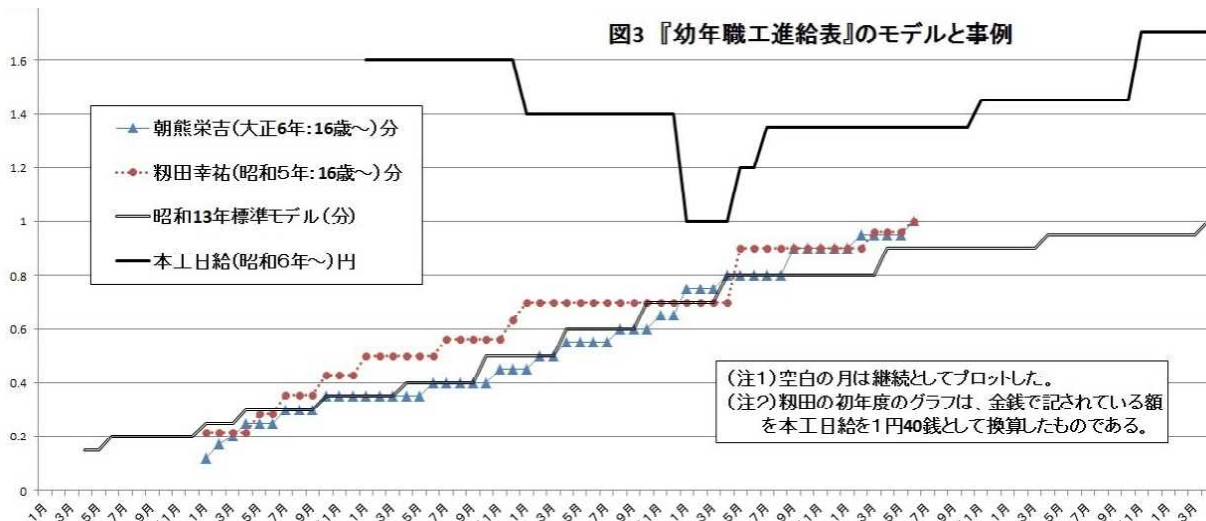
業ヲ修メシ者」とし、「教員雇」としていたように各企業現場に委嘱された職長等であることが推測される。この職員の

構想も、「海軍造船工学校官制」第3条「教官」の「造船部員ヲ以テ之ニ充ツ」との規定を参考にしたのであろう。

「修業制度」から言えば各企業の幼年工が大湊造船徒弟学校の生徒であった。見習工へは僅かであっても「手当」が支給され、学費は無料で造船技術を修得し、自立できるということが受講生にとってメリットであったはずである。幼年工が困苦に耐えるのはその点にあったはずである。

旧市川造船所の『幼年職工進給表』によると1.5分から始

まり第一年目の終わりは3分となり、7年で10分を支給することになっている。昭和7年度によると、幼年工が一年生の間は手当を二ヶ月ごとに上げるという方式を行っていた。次第に、個人別ではなく、同年齢の者は同期として扱うようにしたようである。進級表標準モデルに大正期の朝熊栄吉と昭和初期の榎田幸祐の事例、及び明記されている本工の日給を追加したグラフが図3である。このような賃金（手当）の進給は、職業能力の進歩を表しているはずである。



また、手当（給与）の進給制度を定めることによって、幼年工＝大湊造船徒弟学校の生徒達のインセンティブを高める励みになっていたことであろう。何時の時代も常に、学歴にかかわらず入職の初期は業務の見習いである。従って実業教育は産業界の協力を得るのがより良い方式であるにもかかわらず、

産業界の声を聞くことを避け、文部省は大湊造船徒弟学校の意義を確認することができなかったのである。

大湊造船徒弟学校の「修業制度」の意義

各種の職人養成方式を対比・整理したのが表4である。大湊造船徒弟学校が創設した修業制度を継続維持し発展さ

表4 職人・熟練工養成制度の比較

項目	制度	徒弟学校規程	大湊造船徒弟学校の「修業制度」	「工場法施行令」徒弟制度(注)	教育刷新委員会第13回建議	ドイツ等のデュアルシステム
目的		職工	造船職工	職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スル	労働者	熟練工養成
対象者学歴		年齢12年・尋常小学校卒業以上	成ルヘク年齢14年・尋常小学校卒業以上の男子	13歳以上(14歳以上・高等学校卒業以上)	新制中学校卒	(前期中等教育修了者)
雇用関係		-	徒弟(幼年工)	徒弟	新入社員	訓練生契約
実習の場		学校内	指定工場	(主として実労働)	企業内	契約企業
学科の方法		学校内	学校で夜間	(午前中または就業後)	主として企業内	主として学校で昼間
特典		無料可	学費無料・手当	-	大学進学クレジット	学費無料・手当
教育訓練期間		6箇月～4箇年	3箇年	(3年以上)	主に3年	3年～4年
修了後の就業制限		-	見習企業で年季制:6年	(社員のまま)	社員のまま	無し

(注)「徒弟制度」の()の規定は法令にはなく、『見習工ノ採用並ニ養成方法』、昭和10年の機械関係工業の大要である。

せ、新たな制度の工夫によりドイツ等のデュアルシステムと類似した実業教育制度を確立させることは困難ではなかった。大湊造船徒弟学校の「修業制度」の意義を認識できなかったことが、欧米の"Education"制度と異質な今日のわが国の教育制度の根源であったと言える。

職工（今日で言えば労働者）となるための徒弟学校を学校として位置づけ、発展させる施策を回避したことが今日でも学校において職業教育が根づかない始まりであった。その課題を解く視点は、大湊造船徒弟学校の「修業制度」にあり、「修業制度」は職業能力開発（職業教育・実業教育を含む）の在り方を今日に問うている。

主要参考文献

- ・旧市川造船所関係資料：『THE MOTORBOAT MANUAL』、『海軍造船工学校官制及條例』、『幼年職工進給表』。
 - ・佐々木輝雄『学校の職業教育』、昭和62年、多摩出版。
 - ・三重県教育委員会『三重県教育史』第一巻、昭和55年。
 - ・三重県立伊勢工業高等学校『七十年史』、昭和43年。
 - ・田中萬年「わが国における『徒弟』法制化の課題」、名古屋大学『技術教育学の探求』第12号、2015年3月。
- (付記) 本研究は名古屋大学横山悦生教授主宰の科研費研究「北欧における職業教育・訓練の改革に関する総合的研究」の一貫である。